

## 1 基本理念

- (1) いじめはどの児童生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともにいじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童生徒の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となる得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることをすべての児童生徒が認識し、いじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放棄することがないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携のもとに行う。

## 2 基本方針

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（具体的ないじめの様態（例））

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。
  - ・身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
  - ・本人のいやがるあだ名で呼ばれる。
  - ・存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
  - ・対象の子がくると、その場からみんないなくなる。
  - ・遊びやチームに入れない。
  - ・席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - ・わざとぶつかられたり、通るときに足を減られたりする。
  - ・たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
  - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - ・恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
  - ・持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
  - ・靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - ・使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要したり、登下校時に荷物を持たされたりする。
  - ・笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられたりする。
  - ・衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
  - ・パソコンや携帯電話等の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
  - ・いたずらや脅迫のメールが送られる。
  - ・SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のグループから故意に外される。

## (2) いじめ防止等の対策のための組織

- ① 毎月1回定例で生徒指導・特別支援委員会を開催し、問題が生じた緊急時に「いじめ防止対策委員会」が開かれるものとする。
- ② 毎月の定例会は、次の内容とする。
  - ・いじめの予防（年度当初は特に全体のながれについて確認する）
  - ・いじめの確認（各学級からの報告によって行われる）
  - ・いじめの事後指導
  - ・いじめ防止のための研修
- ③ 緊急の組織「いじめ防止対策委員会」は、次のように開催される。
  - ・いじめの発見（担任による発見、子どもからの訴え、親からの訴えなど）があった場合には、直ちに解決のための会議が招集される。
  - ・構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、担任、必要に応じて、カウンセラー、スクールソーシャルワーカーとする。
  - ・事実の確認と指導の方針を決め、迅速に行動を開始する（長期休業などの場合でもできる限りの対応を行う）。
  - ・決定された方針などは、できる限りはやく、全職員で共通理解し、組織として行動するようにする。

## (3) いじめ防止・解決における指導方針

- ① 未然防止のための「心の教育」「人間関係づくり」に努める。
- ② 問題の発見・解決が「できる限りはやく」できるように対応する。
- ③ 「いじめ」が発見された場合は、全職員が一致して当事者として対応する。
- ④ 「いじめ」が発見された場合は、解決するまで行動するものとする。
- ⑤ 解決のための方法は、具体的に決定されるものとする。
- ⑥ その他、いじめられた子どももいじめた子どもにも、その子どもの健全な成長のための指導方針が取られるようにする。

## 3 いじめ未然防止のための取り組み

いじめに向かわせない、主に学校で取り組むべき課題は

・規律 ・学力 ・自己有用感

★ きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った子どもを育てる。

### (1) 具体的な指導場面・内容

- ① 授業では  
規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる学級づくりを進める。
  - わかる授業づくりを進める。
  - すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
  - 授業を公開し、生徒指導の観点から授業を参考にしていく。
  - 授業中の規律（挨拶と返事、正しい姿勢、発表に仕方や効き方等）の問題を改善する。
  - 教師の不適切な認識や差別的な態度、言動に注意する。
- ② 道徳や特別活動等では  
児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う。
  - 道徳教育や学級活動などで「いじめはいけない」「何がいじめなのか」指導する。
  - 他人を思いやる心や人権を尊重する心を育成する。
  - 友人関係や集団づくり、社会性の育成につながる社会体験や交流体験を計画的に進める。

- 特別活動など、他の児童との関わりから、人と関わることの喜びや自己有用感を獲得させる。
- 児童会で、いじめを自分たちの問題として受け止め、主体的に行動できるように働きかける。
- ③ 休み時間や各種活動等では
  - 居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、一人一人が活躍できる集団づくりをする。
  - 「小さなサイン」を見逃さない。
  - よりよい人間関係づくりを指導する。
  - 一人で悩みを抱え込まず、情報を共有する。
  - 児童への温かい言動に心がける。
- ④ インターネット上のいじめを防止するために
  - 関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握する。
  - 情報モラル教育を推進し、意識を向上させる。
  - 保護者懇談会やPTA総会等を利用して、保護者へ啓発する。

## (2) 早期発見のための取り組み

いじめは見えにくい。見えにくい故に、組織的・系統的な対応が必要である。以下の原則に従っていじめの発見に努めるものとする。

- ① 教師の観察（授業・学校行事・休み時間など）による発見
  - 教職員は、担任している・いないに関わらず、次のことに注意する。
    - ・ひとりぼっちになりがちなお子またはいないか。
    - ・机を離す、グループを作らないなどの子どもはいないか。
    - ・特定のお子をおひやかす、からかうなどの行動がないか。
    - ・すぐに暴力をしたり、悪い言葉遣いを言ったりするお子がいらないか。
 など。
- ② アンケートによる発見
  - 担任は、次の内容のアンケートを行う。
    - ・「学校は楽しいですか」
      - ◎ とても楽しい ○ 楽しい △ 楽しくない × 学校に来たくない
      - ※このように簡単に答えさせる。△×はあとから話を聞く。
    - ・「先生に相談したいことがありますか」
      - ※「ある」「ない」で簡単に書かせる。
  - 全校アンケートを次の月に行う。
    - ・5月末前後
      - 新しい学級にも慣れ、人間関係がはっきりとしてくる。担任も子どものことがよくわかってくる。
    - ・10月末前後
      - 毎日の生活に新鮮さがなくなってくる頃、さまざまな問題が生じがちである。
  - 「△楽しくない」「×学校に来たくない」「相談あり」の場合、担任→生徒指導主事→教頭→校長の順に報告する。担任はできる限り、聞き取り調査を行う。
- ③ 「ひとりぼっちの子」調査
  - 10月の目標の中に次の項目を入れる。
    - 「たくさんのお友達と遊ぼう」
      - 人間関係がはっきりして、かえって固まってしまうような時期に、それまでの生活を振り返ることができる。
  - 調査は次の方法で行う。アンケートにはしない。1分程度でできる。
    - ・全員に
    - ・「だれと何をして遊んでいたか」聞く。
    - ・同じグループだったお子は、聞かずに省略する。
  - これを繰り返し、「ひとりであった」お子が浮き彫りになった場合、次のようにする。

・「明日はみんなで遊ぼうね」「誘いましょうね」「混ぜましょう」などの言葉かけをする。こうすることで、学級全体に「ひとりぼっちの子ども」を作らないような雰囲気ができる。また、一人だった子どもも「自分からも混ぜよう」という意欲を持つ。

- ・ 1週間継続して人数をまとめる。
- ・ アンケートと同様の順で校長まで報告する。

④ 欠席数からの調査

4月からの欠席合計が10日目、20日目、30日目の際に、原因が「いじめではないか」という視点で、担任と養護教諭で話し合い、校長、教頭、生徒指導に報告する。

⑤ その他、政府広報による「いじめのサイン発見シート」「24時間いじめ相談ダイヤル」なども活用する。

⑥上記の(1)(2)(3)(4)(5)それぞれの発見のための手立てを用いても、なお、発見できないかもしれないいじめがあるという認識を持って発見に努める。

(3)いじめやいじめと疑われる行為を発見したときの取り組み

① 上記の各方法で「いじめとして対応する事案が認められた」場合、または、子ども、あるいは保護者からの訴えがあった場合、校長に報告する。校長が「いじめ防止対策委員会」を開催し、その後「職員会議」で共通理解を図る。

② いじめられた児童生徒と保護者を支援する。

- 守り抜くことを伝え、心に寄り添い共感的に理解する。
- 家庭訪問や電話等により、継続的に教育相談を行う。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を積極的に活用する。

③ いじめた児童生徒への指導と保護者への助言をする。

- 「ならぬことはならぬ」規範や人権を指導する。
- いじめた児童生徒の内面を理解しつつ指導する。
- 望ましいあり方について児童生徒や保護者へ助言する。
- 教育委員会と十分に相談し、必要に応じて関係機関と連携する。

④ いじめが起きた集団への働きかけをする。

- いじめを見ていた児童生徒へ、自分の問題として捉えさせる。
- 臨時の学級会や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

⑤ インターネット上のいじめを発見した場合は

- 関係児童生徒から聞き取り等の調査をする。
- 被害にあった児童生徒等のケア等、必要な措置をする。

(4) いじめ指導後の追指導

① いじめは1回2回の指導ではなくなる可能性のあることを認識して指導にあたる。

② 1週間後、1ヵ月後、3ヵ月後に、いじめられていた子どもに、最近の様子を聞く。

③ 保護者からの訴えがあった場合のいじめについては、1週間後、1ヵ月後、3ヵ月後に保護者と面談し、「最近は子どもからの訴えはないか」聞く。

4 重大事態発生時の対応

(重大事態とは)

○ いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 心身に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神面の疾患を発症した場合

- いじめにより相当の期間（30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき  
（相当の期間にかかわらず、疑いのある場合は迅速に調査する。）
  - 児童生徒や保護者からいじめられた重大事態に至ったという申し立てがあったとき
- ① 重大事態の報告  
重大事態が発生した場合は、教育委員会に迅速に報告する。
  - ② 教育委員会の指導・支援のもとに次のような対応に当たる。
    - ・学校に重大事態の調査組織（スクールカウンセラー等を加える）を設置する。
    - ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
    - ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
    - ・調査結果を教育委員会に報告する。（教育委員会は市長に報告する。）
    - ・調査結果を踏まえて必要な措置をする。
    - ・教育委員会が調査主体となる場合は、指示のもとに資料の提出など調査に協力する。

## 5 年間計画

月	具体的な活動（生徒指導・教育相談・実態調査、いじめ防止研修、いじめ防止のための会議等）	評価計画
4	いじめ防止対策会議①（学校いじめ防止基本方針について） いじめ防止校内研修①（未然防止と早期発見） 全校集会や学級指導でいじめ防止指導	計画・目標の作成と提示
5	生徒指導・特別支援委員会（いじめ等の確認） アンケート調査①児童 Q-Uの実施・結果の把握	
6	生徒指導・特別支援委員会（いじめ等の確認） 教育相談 情報モラル指導（学級指導）	
7	生徒指導・特別支援委員会（いじめ等の確認） 1学期学校評価アンケート調査①児童生徒・保護者 インターネット上のいじめについて（保護者懇談会）	1学期の評価
8	いじめ防止対策会議② （夏休み中の情報共有、実態把握と2学期の取組）	
9	いじめ防止校内研修②（いじめへの対応）	
10	生徒指導・特別支援委員会（いじめ等の確認） アンケート調査②児童	
11	生徒指導・特別支援委員会（いじめ等の確認） 教育相談、Q-Uの実施・結果の把握	
12	生徒指導・特別支援委員会（いじめ等の確認） 2学期学校評価アンケート調査②児童生徒・保護者	2学期の評価
1	いじめ防止対策会議③ （冬休み中の情報共有、実態把握と3学期の取組）	
2	生徒指導・特別支援委員会（いじめ等の確認）	
3	生徒指導・特別支援委員会（いじめ等の確認） 3学期アンケート調査②児童生徒・保護者 いじめの発生状況について、保護者への説明（保護者懇談会）	年間評価・報告

## 6 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価の方法は、職員、児童生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- ② 評価結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討する。